

検討会限り

資料9

水産生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に係る 微生物農薬の当面の取扱いについて（改訂案）

（平成25年5月29日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第34回）資料）改訂

I. 経緯

微生物農薬については、現在自然環境にもともと存在するウイルス、細菌、真菌等の生きた微生物を利用しているのが一般的であり、その作用機作は病原菌等と拮抗することによる増殖抑制、又は害虫等に対する病原性である。作用を及ぼす対象生物が限定されていることから、一般に標的外の環境生物やヒトに対する安全性は高いものと期待されている。

しかしながら、感染性・病原性等の化学合成農薬には該当しないリスクが考えられることから、平成9年に、「微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて（平成9年8月29日付け9農産第5090号農林水産省農産園芸局長通知）」により、微生物農薬の安全性評価の基本的考え方及び登録申請に当たり提出が必要な資料を定めた「微生物農薬の安全性評価に関する基準」（以下「微生物農薬テストガイドライン」という。）が定められている。

この微生物農薬テストガイドラインでは、ヒト及び環境生物への感染性・病原性等の影響の有無を確認するための試験が求められ、この試験で影響が認められた場合には、第二段階以降の試験が要求される規定となっている。なお、これまでに登録された微生物農薬には、第二段階以降の試験を必要とされたものはない。

II 現状における課題

水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準は、平成15年及び17年に改正され、公共用水域における環境中予測濃度が登録保留基準に適合しない場合は登録保留する仕組みとされた。なお、平成30年の農薬取締法の改正により、「登録保留基準」は名称を「登録拒否基準」と改められた。また、環境大臣が個別の農薬の成分ごとに定めるいわゆる登録基準は、これまでの「水産動植物」から、水域の生活環境動植物の他、鳥類、野生ハナバチ類を含めた「生活環境動植物」について農薬登録基準を設定することとなった。微生物農薬についても制度上、この仕組みが適用されるが、個別の基準値の設定の可否を含めて取扱いが整理されていない状況にある。

なお、昨年平成24年9月、配置や塗布等の使用方法で用いられるボーベリア ブロニアティ等5農薬については、「有効成分等が農地に混入及び河川等の水系に流出するおそれがないと考えられる場合当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少

ないと認められる場合」（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）に該当するとの観点から、基準設定不要で整理したところ。

Ⅲ 今後の対処方針（案）

非食用農作物専用農薬安全性評価検討会、水産水域の生活環境動植物登録保留基準設定検討会、鳥類登録基準設定検討会及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会において、微生物農薬テストガイドラインに基づき提出された試験成績及び農林水産省農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会独立行政法人農林水産消費安全技術センターの微生物農薬検討会での検討議論結果を基に、その毒性等や使用方法等を踏まえて、水質汚濁に係る水の利用が原因となってヒト及び水産生活環境動植物に被害を及ぼすおそれが極めて少ないと認められるか検討いただき、以下の（１）又は（２）に該当するとの結論が得られたものについては、水産生活環境動植物及び水質汚濁に係る登録保留基準値の設定を行う必要がない農薬として整理するという運用としたい。

（１）ばく露するおそれがないと考えられる場合

① 水域の生活環境動植物について

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）（以下「6278号通知」という。）第2の表9に掲げる有効成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと考えられる場合に該当する場合。

② 鳥類について

6278号通知第2の表9に掲げる鳥類が有効成分等にばく露するおそれがないと考えられる場合に該当する場合

③ 野生ハナバチ類について

6278号通知第2の表9に掲げる野生ハナバチ類が有効成分等にばく露するおそれがないと考えられる場合に該当する場合

④ 水質汚濁について

「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）6278号通知第2の表8に掲げる別表2の環境中予測濃度に関する試験成績が「当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと認められる場合」（暴露のおそれが極めて少ないと認められる場合）として試験成績の提出を要しない有効成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと考えられる場合に該当する場合。に相当すると認められた場合。

(2) 毒性等の影響が認められない場合

微生物農薬テストガイドラインに基づくヒトに対する安全性試験の結果及び環境生物に対する影響試験のうち「1. 淡水魚影響試験」「2. 淡水無脊椎動物影響試験」「3. 鳥類影響試験」「4. 植物影響試験」「6. 蜜蜂影響試験」の結果より、毒性等が認められず、第二段階以降の試験の必要がないと認められた場合。

なお、微生物農薬テストガイドラインに基づくヒトに対する安全性試験の結果及び環境生物に対する影響試験のうち「1. 淡水魚影響試験」「2. 淡水無脊椎動物影響試験」「3. 鳥類影響試験」「4. 植物影響試験」「6. 蜜蜂影響試験」の結果より、第二段階以降の試験の必要がある場合は、第二段階試験以降の対応を求めた上で個別に対応することとする。